

物 件 明 細

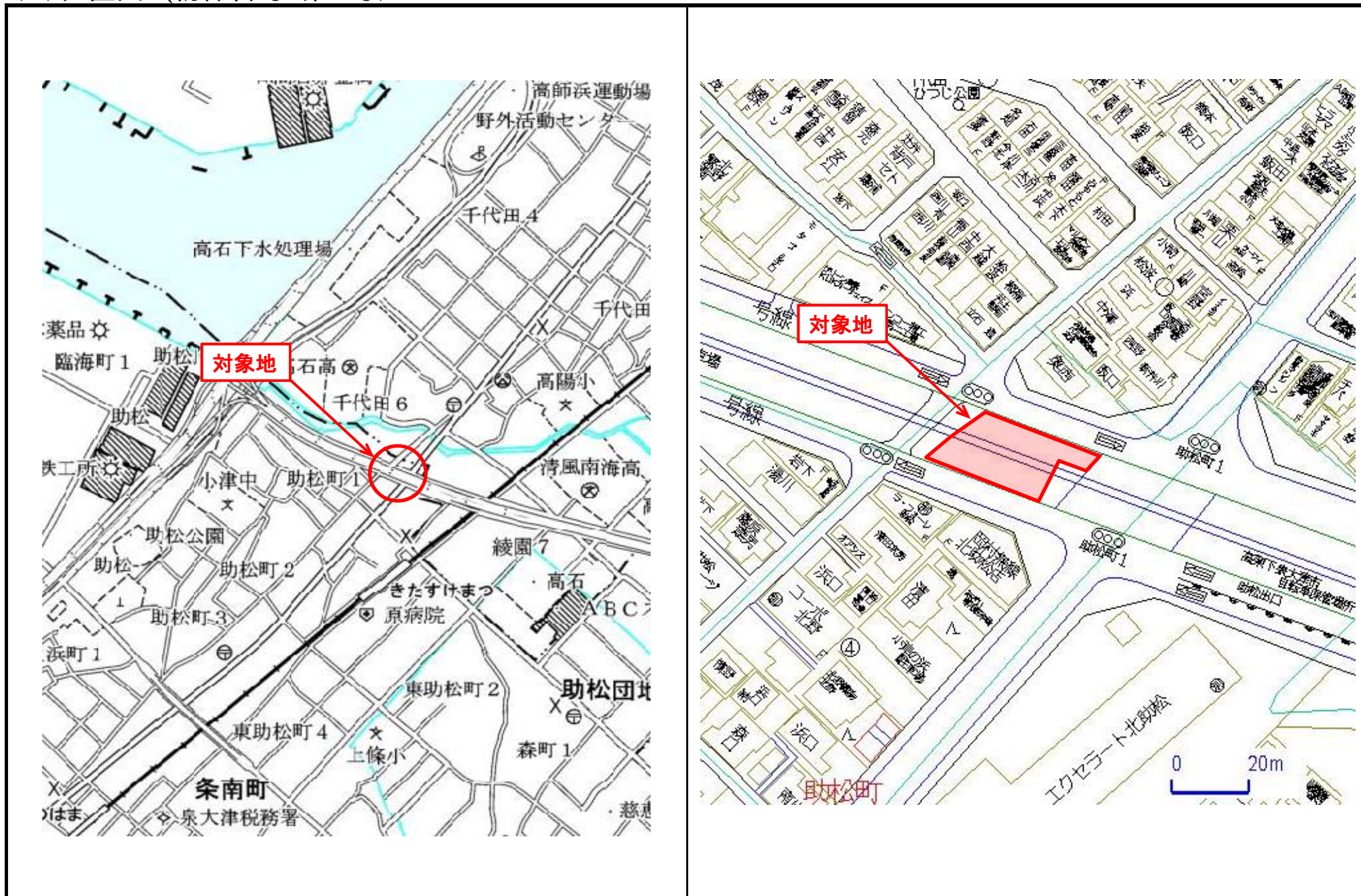
物件番号	所在地 (路線名)	泉大津市助松町一丁目548番6外 (主要地方道泉大津美原線 綾園高架橋下)	交通 機関	南海本線 北助松駅 北 約300m	最 低 占用料 (年額)	270,690円/年	占用期間	5年	
3									
土地の概要					特記事項				
面積	占用許可対象面積			377 m ²					
接面道路 の状況	北側：府道・幅員約 11.0m・舗装有・高低差有・東行き一方通行 南側：府道・幅員約 11.0m・舗装有・高低差有・西行き一方通行								
法令に 基づく 制限	市街化区域内								
	都市 計画法	用途地域	第二種住居地域						
		地域地区	—						
		建ぺい率	60%	容積率	200%				
	その他の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法(主要地方道 泉大津美原線区域内) ・河川法(二級河川 新王子川区域内) ・消防法 							
その他条件	・火気厳禁								
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
		対象地周辺	対象地内						
	公営 水道	本管	有	引込管	泉大津市都市政策部水道課 0725-33-1131(代)				
			有	無					
	電気	配電線	有	引込線	関西電力(株)岸和田営業所 0800-777-8025				
		有	無						
都市 ガス	本管	有	引込管	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141					
		有	無						
公共 下水道	本管	有	引込管	泉大津市都市政策部下水道課 0725-33-1131(代)					
		有	無						
					<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む)等、平面利用を想定しております。</p> <p>2 占用期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府鳳土木事務所及び大阪府泉大津警察署と協議し、許可を得て下さい。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府鳳土木事務所と協議して下さい。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置して下さい。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府鳳土木事務所管理課 電話 072-273-0123(代) 大阪府泉大津警察署交通課 電話 0725-23-1234(代)</p> <p>4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、泉大津市と協議して下さい。 (お問い合わせ先) 泉大津市都市政策部下水道課 電話 0725-33-1131(代)</p> <p>5 対象地中央部付近にΦ300mmの中圧ガス管が埋設されています。詳細な埋設箇所については、大阪ガス(株)にご確認ください。 (お問い合わせ先) 大阪ガス(株)マップメンテセンター 電話 06-6202-2141</p> <p>6 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、占用者の負担となります。</p> <p>7 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合や、緊急時に補修や点検を実施することがあります。ついては、補修工事や点検において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることとなりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。 なお、橋梁点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占用者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府鳳土木事務所維持保全課と協議してください。 (お問い合わせ先) 大阪府鳳土木事務所 維持保全課 電話 072-273-0123(代)</p>				

(裏面へつづく)

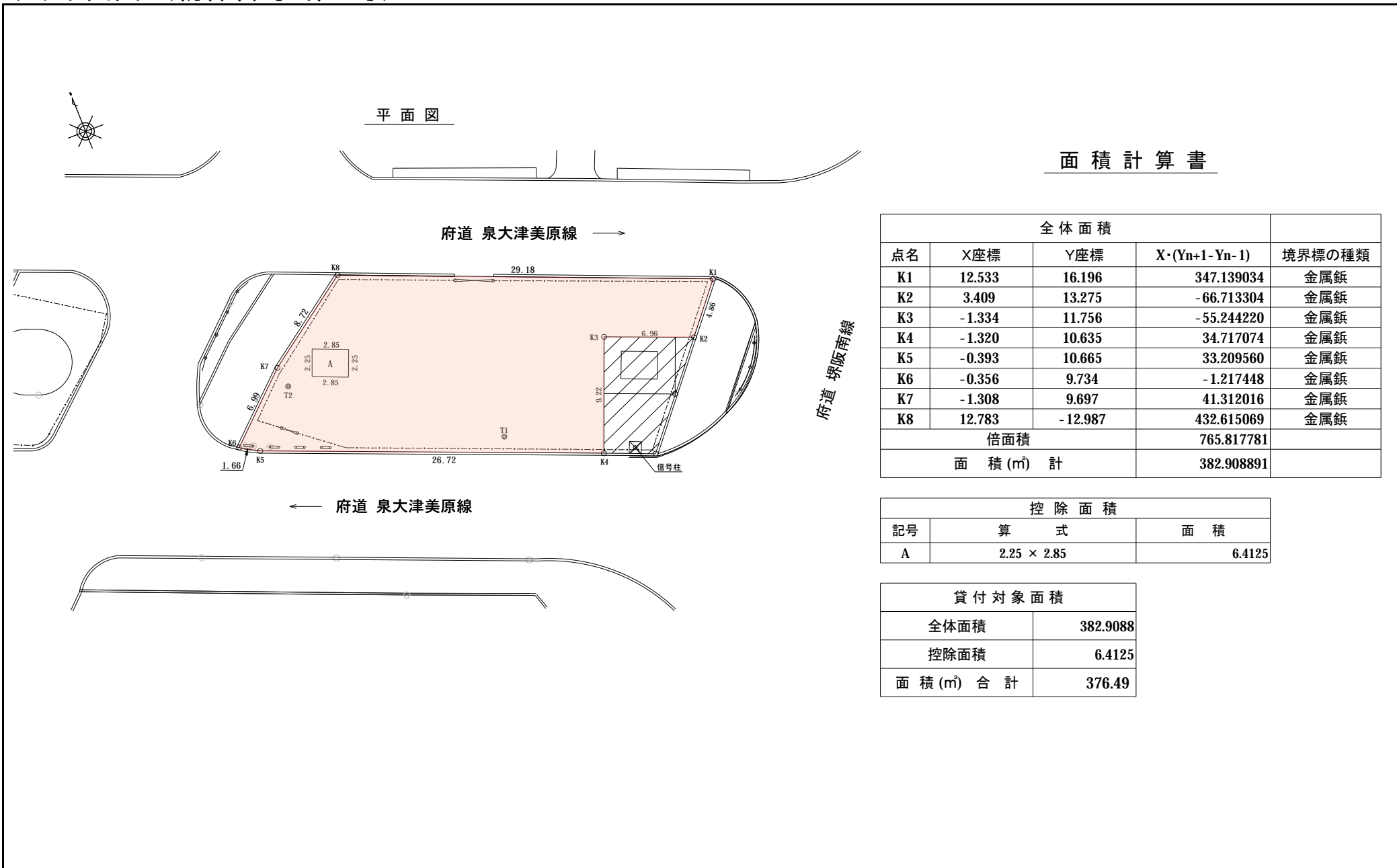
特記事項

- 8 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。
- 9 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがあります。
- 10 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占用者において行ってください。
- 11 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(1)位置図 (物件番号:第3号)



(2) 平面図 (物件番号: 第3号)



面積計算書

全体面積				境界標の種類
点名	X座標	Y座標	X・(Y _{n+1} -Y _{n-1})	
K1	12.533	16.196	347.139034	金属鈹
K2	3.409	13.275	-66.713304	金属鈹
K3	-1.334	11.756	-55.244220	金属鈹
K4	-1.320	10.635	34.717074	金属鈹
K5	-0.393	10.665	33.209560	金属鈹
K6	-0.356	9.734	-1.217448	金属鈹
K7	-1.308	9.697	41.312016	金属鈹
K8	12.783	-12.987	432.615069	金属鈹
倍面積			765.817781	
面積 (m ²) 計			382.908891	

控除面積		
記号	算式	面積
A	2.25 × 2.85	6.4125

貸付対象面積	
全体面積	382.9088
控除面積	6.4125
面積 (m ²) 合計	376.49